

【制度の概要】

都道府県が設置する公共職業能力開発施設（職業能力開発校、職業能力開発短期大学校等）の施設の建替や改修、設備の整備に係る経費等について補助（補助率1/2）を実施。

補助対象施設数（R7.4.1現在）：全国167施設

（内訳 職業能力開発校146施設、職業能力開発短期大学校15施設、障害者職業能力開発校6施設）

令和6年度実績：離職者訓練 受講者数 5,520人 就職率 82.1%

在職者訓練 受講者数 43,021人

学卒者訓練 受講者数 8,558人 就職率 95.0%

補助の体系

厚生労働省
（都道府県の補助対象経費の1/2）

申請
→
←
交付

都道府県

【改正内容】

令和6年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県（令和8年度は石川県のみ）が設置する公共職業能力開発施設の円滑な運営を確保するため、その施設及び設備の災害復旧に要する経費について、国から県への補助率を1/2から2/3に引き上げる特例を定めるもの。

特例の対象

令和6年能登半島地震に係る災害救助法が適用された市町村に設置された公共職業能力開発施設（※）の施設・設備の災害復旧に要する経費。
（※）令和7年度までは新潟県、富山県、石川県及び福井県に所在する11施設（分所含む）であったが、石川県以外は復旧工事が完了したため、令和8年度は石川県に所在する2施設（能登・七尾）のみが対象である。

国の補助率の引き上げ

	国 → 県
原則	1/2
特例	2/3

【施行日】 公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用

※ 本政令案は、令和8年度の特例について定めるもの。令和5年度、令和6年度及び令和7年度の特例を定める政令については、公布・施行済み。